

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程</b> (平成21年10月20日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合で、<u>産官学連携担当の理事</u>が当該使用に関し適当と認めたものについては、広報担当の理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。</p> <p>(1) } (2) } (略) (3) } (4) }</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学旅費規則</b> (平成18年6月6日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6条 規程第5条による別表第1表備考第2項の特別車両等の利用に関し必要な事項並びに別表第2表備考及び別表第3表備考第4項の職員等以外の者に出張を依頼した場合の当該職員等ごとに相当する職等の区分は、財務担当理事が別に定めるものとする。</p> <p>2 規程第5条による別表第3表の規定にかかわらず、第4条第1項に規定する本学が実施する国際交流事業に研究者等を招へいする場合において、同表により難い事情があると認めるときは、規程第7条第2項の規定に基づき、当該日当又は宿泊料の額を増額することがある。</p> <p>3 前項の増額に関し必要な事項は、<u>国際交流を担当する理事</u>が定めるものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合で、<u>産官学連携本部長</u>が当該使用に関し適当と認めたものについては、広報担当の理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) }</p> <p>第6条 規程第5条による別表第1表備考第2項の特別車両等の利用に関し必要な事項並びに別表第2表備考及び別表第3表備考第4項の職員等以外の者に出張を依頼した場合の当該職員等ごとに相当する職等の区分は、財務担当理事が別に定めるものとする。</p> <p>2 規程第5条による別表第3表の規定にかかわらず、第4条第1項に規定する本学が実施する国際交流事業に研究者等を招へいする場合において、同表により難い事情があると認めるときは、規程第7条第2項の規定に基づき、当該日当又は宿泊料の額を増額することがある。</p> <p>3 前項の増額に関し必要な事項は、<u>国際交流推進機構長</u>が定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>